## 豊橋市お互いさまのまちづくり協議会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第2項第5号に 規定する「生活支援体制整備事業」における第1層の協議体として、互助を基本とした 生活支援等サービスの創出に向けた取組みを推進するため、豊橋市お互いさまのまちづ くり協議会(以下「協議会」という。)を設置し、豊橋市附属機関設置条例(令和6年豊 橋市条例第3号)第4条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次の事務を所掌する。
  - (1) お互いさまのまちづくりに関する方針策定、目標設定及び進捗管理
  - (2) お互いさまのまちづくりに向けた関係団体への協力要請
  - (3) その他必要な情報収集、課題の把握

(委員の構成)

- 第3条 協議会は、委員15名以下をもって組織する。
- 2 委員は、各種団体の構成員、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市 長が委嘱する。
- 3 協議会は、必要に応じアドバイザーを置くことができる。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。
- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する者とし、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。 (庶務)
- 第7条 協議会の庶務は、福祉部長寿介護課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(委員の任期)

2 最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月 31日までとする。